

S t a r l i n k B u s i n e s s サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
第 1 章～第 11 章 （略） 別記 （略） 料金表 （略） 附 則（令和 7 年 4 月 24 日経企 000600000228-01 号） （実施期日） 1 この附則は、令和 7 年 5 月 1 日から実施します。 （経過措置） 2 この附則実施前に支払い又は支払わなければならなかった Starlink サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 （その他） 3 経企第 6047 号（令和 7 年 3 月 13 日）の附則第 3 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号を次のように改めます。 （1） 削除 （2） 削除 （4） 削除	第 1 章～第 11 章 （略） 別記 （略） 料金表 （略）

個 別 信 用 購 入 あ っ せ ん 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]							
(目次) 第 1 条～第 12 条 (略) 第 12 条の 2 延滞利息 第 13 条～第 18 条 (略) 第 18 条の 2 請求書等の発行に関する料金の支払義務 第 18 条の 3 電子媒体による請求額情報の通知 第 19 条 (略) 第 1 条～第 12 条 (略) (延滞利息) 第 12 条の 2 契約者は、請求書等発行手数料 (第 18 条の 2 に規定するものをいいます。以下、この条において同じとします。) について支払期日を経過してもなお支払いがないときは、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、当社が定めるところにより最大年 14.5% の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。 ただし、支払期日の翌日から起算して 15 日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。 2 当社は、前項に規定する延滞利息の支払義務の適用を受けている請求書等発行手数料について、契約者が本契約に基づき支払うべき請求書等発行手数料がないときは、本契約に係る延滞利息の支払義務を適用しない場合があります。 第 13 条～第 18 条 (略) (請求書等の発行に関する料金の支払義務) 第 18 条の 2 契約者は、分割支払金に係る請求書等 (当社又は請求事業者が発行する請求書、口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書をいいます。) の発行を受けたときは、下表に規定する料金の支払いを要します。 <table border="1" data-bbox="152 949 929 1093"> <tr> <td colspan="2">1 契約について 1 通ごとに</td></tr> <tr> <td rowspan="2">区 分</td><td>手数料の額</td></tr> <tr> <td>次の税抜額 (かっこ内は税込額)</td></tr> <tr> <td>請求書等発行手数料</td><td>200 円 (220 円)</td></tr> </table> 2 次のいずれかに該当するときは、前項の規定にかかわらず、請求書等の発行に関する料金の支払いを要しません。 (1) 当社が定める他の電気通信サービスに係る料金等と一括して請求されているとき。 (2) 指定 5 G 回線等を指定しているとき。 (電子媒体による請求額情報の通知) 第 18 条の 3 当社は、契約者から請求があったときは、次の場合を除いて、当社又は請求事業者が行う分割支払金等の請求に係る情報 (当該契約者に係る分割支払金の請求額等の内訳をいいます。) の送付に代えて、請求データ蓄積装置 (請求額情報 (分割支払金等の請求に係る情報のうち、請求事業者が適用する延滞利息等の情報を除いたものをいいます。以下同じとします。) を蓄積するための当社の電気通信設備をいいます。) に登録した電子データにより、請求額情報を通知する取扱いを行います。 (1) その請求のあった分割支払金等の支払方法が、口座振替又はクレジット払い (e ビリングご利用規約に規定するものをいいます。) ではないとき。	1 契約について 1 通ごとに		区 分	手数料の額	次の税抜額 (かっこ内は税込額)	請求書等発行手数料	200 円 (220 円)	(目次) 第 1 条～第 12 条 (略) 第 13 条～第 18 条 (略) 第 19 条 (略) 第 1 条～第 12 条 (略) 第 13 条～第 18 条 (略)
1 契約について 1 通ごとに								
区 分	手数料の額							
	次の税抜額 (かっこ内は税込額)							
請求書等発行手数料	200 円 (220 円)							

(2) <u>その請求のあった分割支払金等が、当社が定める他の電気通信サービス等に係る料金等と一括して請求されている場合であつて、当社が別に定めるとき。</u> (3) <u>その他当社の業務の遂行上支障があるとき。</u> 第19条 （略）	第19条 （略）
--	-----------------

割 賦 販 売 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]					
(目次) 第 1 条～第12条 (略) 第12条の 2 延滞利息 第13条～第17条 (略) 第17条の 2 請求書等の発行に関する料金の支払義務 第17条の 3 電子媒体による請求額情報の通知 第18条 (略) 第 1 条～第12条 (略) (延滞利息) 第12条の 2 契約者は、請求書等発行手数料（第17条の 2 に規定するものをいいます。以下、この条において同じとします。）につ いて支払期日を経過してもなお支払いがないときは、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、当社が定めると ころにより最大年14.5％の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。 ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。 2 当社は、前項に規定する延滞利息の支払義務の適用を受けている請求書等発行手数料について、契約者が本契約に基づき支 払うべき請求書等発行手数料がないときは、本契約に係る延滞利息の支払義務を適用しない場合があります。 第13条～第17条 (略) (請求書等の発行に関する料金の支払義務) 第17条の 2 契約者は、分割払金に係る請求書等（当社又は請求事業者が発行する請求書、口座振替案内書又はクレジットカード 利用案内書をいいます。）の発行を受けたときは、下表に規定する料金の支払いを要します。 <table border="1" data-bbox="152 917 927 1078"> <tr> <td data-bbox="152 938 622 1034" rowspan="2">区 分</td><td data-bbox="622 938 927 986">1 契約について 1 通ごとに 手数料の額</td></tr> <tr> <td data-bbox="622 986 927 1034">次の税抜額（かっこ内は税込額）</td></tr> <tr> <td data-bbox="152 1034 622 1078">請求書等発行手数料</td><td data-bbox="622 1034 927 1078">200 円（220 円）</td></tr> </table> 2 次のいずれかに該当するときは、前項の規定にかかわらず、請求書等の発行に関する料金の支払いを要しません。 (1) 当社が定める他の電気通信サービスに係る料金等と一括して請求されているとき。 (2) 指定 5 G回線等を指定しているとき。 (電子媒体による請求額情報の通知) 第17条の 3 当社は、契約者から請求があったときは、次の場合を除いて、当社又は請求事業者が行う分割払金等の請求に係る情 報（当該契約者に係る分割払金の請求額等の内訳をいいます。）の送付に代えて、請求データ蓄積装置（請求額情報（分割 払金等の請求に係る情報のうち、請求事業者が適用する延滞利息等の情報を除いたものをいいます。以下同じとします。）を蓄積 するための当社の電気通信設備をいいます。）に登録した電子データにより、請求額情報を通知する取扱いを行います。 (1) その請求のあった分割払金等の支払方法が、口座振替又はクレジット払い（e ビリングご利用規約に規定するものをいいま す。）ではないとき。	区 分	1 契約について 1 通ごとに 手数料の額	次の税抜額（かっこ内は税込額）	請求書等発行手数料	200 円（220 円）	(目次) 第 1 条～第12条 (略) 第13条～第17条 (略) 第18条 (略) 第 1 条～第12条 (略) 第13条～第17条 (略)
区 分		1 契約について 1 通ごとに 手数料の額				
	次の税抜額（かっこ内は税込額）					
請求書等発行手数料	200 円（220 円）					

(2) <u>その請求のあった分割払金等が、当社が定める他の電気通信サービス等に係る料金等と一括して請求されている場合であつて、当社が別に定めるとき。</u> (3) <u>その他当社の業務の遂行上支障があるとき。</u> 第18条 （略）	第18条 （略）
---	-----------------